

## 議案第85号

### 職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場

合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準</p>

に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業改良普及手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとする。

2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業改良普及手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとする。

2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員

5 職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項までにおいて同じ。）の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（次項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤

との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて給料月額を決定することができる。

6 職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第9項までにおいて同じ。）が現に受けている号給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第3項又は第4項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する者として人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の勤務成績が特に良好である場合その他特に必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より2号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。

8 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至ったときから24月（その給料月額が職員の属する職務の級における給料

7 第5項の規定により55歳を超える職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、当該職員が同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数を2号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

の幅の最高額である場合にあっては、18月)を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績が特に良好であるものその他特に必要があるものについては、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、人事委員会の承認を得て、昇給させることができる。

9 55歳を超える職員は、第6項、第7項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

10 第6項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 略

第7条 削除

(管理職手当)

第7条の2 略

2 前項の管理職手当額表に定める管理職手当の額は、給料月額

11 略

(給料の調整額)

第7条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

(管理職手当)

第7条の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定による管理職手当について



の100分の25を超えてはならない。

(地域手当)

第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の18

準用する。

(調整手当)

第9条の2 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 調整手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 甲地 100分の6 (人事委員会規則で定める地域及び公署にあっては、人事委員会規則で定める区分に応じ、100分の10又は100分の12)

(2) 2級地 100分の15

(3) 3級地 100分の12

3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

第9条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(2) 乙地 100分の3

3 前項の甲地及び乙地は、人事委員会規則で定める。

第9条の3 前条第2項第1号の人事委員会規則で定める地域及び公署以外の地域及び公署に在勤する医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、同条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

第9条の4 第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員(人事委員会の定める職員を除く。)がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合と

の権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る調整手当の支給割合（第9条の2第2項各号に掲げる割合をいう。）以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、前2条の規定に

かかわらず、当該異動等の日から2年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（当該期間が1年を超える場合であって、第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において「支給延長期間」という。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該支給延長期間にさらに在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期

間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に  
100分の80を乗じて得た割合

- 2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者が、引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、最高の支給割合に係る地域及び公署以外の地域又は公署に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、調整手当を支給する。

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等及び駐車場に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。以下この条において同じ。)につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用する

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。以下この条において同じ。)につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用する

用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、  
1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超える  
ときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長  
い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の  
月数を乗じて得た額)

(2)及び(3) 略

3 第1項第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもの  
うち、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を利用  
し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車  
料金」という。）を負担することを常例とするものには、前項  
第3号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところによ  
り、当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額に相当する額（当  
該額が3,000円を超えるときは、3,000円）を通勤手当として支  
給する。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定  
めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道

ものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当  
たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるとき  
は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支  
給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数  
を乗じて得た額)

(2)及び(3) 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定  
めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道

その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1)～(3) 略

5 前項の規定は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職

その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額及び同項の規定による額の合計額とする。

(1)～(3) 略

4 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国



員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 略

7 略

8 略

道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 略

6 略

7 略

第11条の2 削除

(産業教育手当)

第11条の3 産業教育手当は、農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭又は講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2 前項に規定する高等学校の実習助手であって人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関

第11条の2及び第11条の3 削除

(へき地手当等)

第11条の4 略

2 前項の規定により指定されたへき地学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に同項の規定により指定されたへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。

する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

3 前2項に規定する産業教育手当の月額は、当該産業教育手当の支給を受ける者の給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、第11条の6の規定により定時制通信教育手当の支給を受ける者の産業教育手当の月額は、その者の給料月額に100分の6を乗じて得た額とする。

(へき地手当等)

第11条の4 略

2 前項の規定により指定されたへき地学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に同項の規定により指定されたへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。

1 級 100分の2

2 級 100分の4

3 級 100分の6

3 第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の1を乗じて得た額とする。

4 略

1 級 100分の8

2 級 100分の12

3 級 100分の16

4 級 100分の20

5 級 100分の25

3 第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

4 略

(農林漁業改良普及手当)

第11条の7 農林漁業改良普及手当は、農業、林業若しくは水産業又は農村生活に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの（以下「普及員」という。）並びに試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、

第11条の7 削除

(災害派遣手当)

第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項 （武力攻撃事態等における国民の保護の

水産業又は農村生活に関する専門の事項について調査研究を行い、及び農業、林業、水産業又は農村生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの（以下「専門技術員」という。）が、その職務に従事した場合（人事委員会が定める場合を除く。）に支給する。

2 農林漁業改良普及手当の月額は、当該農林漁業改良普及手当の支給を受ける者の給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 普及員 100分の12

(2) 専門技術員 100分の8

(災害派遣手当)

第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れ

ための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

- 2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に定める額とする。

滞在期間	利用施設の区分	
	公用の施設等	公用の施設等以外の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設以外の施設をいう。

- 3 略

て本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

- 2 災害派遣手当の額は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とする。

- 3 略

(休職者の給与)

第12条の2 休職者の給与は、条例で別段の定めのあるものを除き次の各号により支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 職員が前2号以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（勤務した期間がない場合を除く。）のそれぞれ100分の80を支給する。

(4) 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。

(5) 職員が職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県

(休職者の給与)

第12条の2 休職者の給与は、条例で別段の定めのあるものを除き次の各号により支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 職員が前2号以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（勤務した期間がない場合を除く。）のそれぞれ100分の80を支給する。

(4) 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。

(5) 職員が職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥

条例第7号)第2条各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされた場合において、当該事由が人事委員会規則で定めるものであるときは、その休職の期間中、人事委員会規則で定めるところにより、これに給与の全部又は一部を支給する。

(6) 略

2 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対

取県条例第7号)第2条各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされた場合において、当該事由が人事委員会規則で定めるものであるときは、その休職の期間中、人事委員会規則で定めるところにより、これに給与の全部又は一部を支給する。

(6) 略

2 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対



象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額及び特  
地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12  
を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものか  
ら8時間に18を乗じたもの（短時間勤務職員にあっては、人事  
委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以  
下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員  
の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支  
給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委  
員会規則で定める額を加算した額とする。

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合に

象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調  
整手当の月額、初任給調整手当の月額、産業教育手当の月額、  
へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信  
教育手当の月額、農林漁業改良普及手当の月額及び特  
地勤務手  
当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、  
その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間  
に18を乗じたもの（短時間勤務職員にあっては、人事委員会規  
則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項  
において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が  
特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象  
となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則  
で定める額を加算した額とする。

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合に

においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 略

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、

においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 略

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、

若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

6 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 及び 5 略

(再任用職員等についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

(2) 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 及び 5 略

(再任用職員等についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600

	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900		
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700		
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500		
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300		
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700			
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400			
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100			
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800			
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500			
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200			
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900			
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500			
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
再任用職員	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			

以外の職員	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800	
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500	
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200	
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700	
	86	240,100	296,400	345,300	386,800		
	87	240,800	296,800	345,800	387,400		
	88	241,500	297,200	346,300	388,000		
	89	242,300	297,500	346,700	388,700		
	90	242,800	297,900	347,200	389,300		
	91	243,300	298,300	347,700	389,900		
	92	243,800	298,700	348,200	390,500		
	93	244,100	298,900	348,500	391,200		
	94		299,300	349,000			
	95		299,700	349,500			
	96		300,100	350,000			
	97		300,300	350,300			
	98		300,700	350,800			



	99		301,100	351,300						
	100		301,500	351,800						
	101		301,700	352,100						
	102		302,100	352,500						
	103		302,500	352,900						
	104		302,900	353,300						
	105		303,100	353,800						
	106		303,500	354,200						
	107		303,900	354,600						
	108		304,300	355,000						
	109		304,500	355,500						
	110		304,900	355,900						
	111		305,300	356,300						
	112		305,700	356,700						
	113		305,900	357,200						
	114		306,300	357,600						
	115		306,700	358,000						
	116		307,100	358,400						
	117		307,300	358,900						
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,900							
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	176,800	197,700	221,300	260,300	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	187,700	206,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700

26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
30	211,400	228,000	250,100	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	
39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	
40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	
41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	
42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	
43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	
44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	
45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	
46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	
49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	
50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900	
51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600	
52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	
53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	
54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	

再任用職員  
以外の職員

58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900
59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600
60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300
61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000
62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600
63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200
64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800
65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500
66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100
67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700
68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300
69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000
70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600
71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200
72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800
73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500
74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	
75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	
76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	
77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	
78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800	
79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400	
80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000	
81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600	
82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200	
83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800	
84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400	
85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000	
86	294,000	316,000	343,800	386,300			
87	295,200	317,500	345,400	386,900			
88	296,400	319,000	347,000	387,500			
89	297,600	320,500	348,500	388,200			

90	298,800	322,000	350,000	388,800
91	300,000	323,500	351,500	389,400
92	301,200	325,000	353,000	390,000
93	302,200	326,300	354,500	390,500
94	303,500	327,700	356,000	391,100
95	304,800	329,100	357,500	391,700
96	306,100	330,500	359,000	392,300
97	307,200	332,000	360,400	392,800
98	308,400	333,400	361,600	393,400
99	309,600	334,800	362,800	394,000
100	310,800	336,200	364,000	394,600
101	312,000	337,700	365,300	395,100
102	313,100	339,000	366,500	395,700
103	314,200	340,300	367,700	396,300
104	315,300	341,600	368,900	396,900
105	316,300	342,800	370,200	397,400
106	317,000	343,900	370,800	397,900
107	317,700	345,000	371,400	398,400
108	318,400	346,100	372,000	398,900
109	319,100	347,300	372,700	399,300
110	319,800	348,300	373,300	399,800
111	320,500	349,300	373,900	400,300
112	321,200	350,300	374,500	400,800
113	322,000	351,400	375,000	401,200
114	322,800	352,400	375,600	401,700
115	323,600	353,400	376,200	402,200
116	324,400	354,400	376,800	402,700
117	325,000	355,500	377,300	403,100
118	325,800	356,100	377,900	403,600
119	326,600	356,700	378,500	404,100
120	327,400	357,300	379,100	404,600
121	328,100	357,800	379,500	405,000

	122	328,600	358,300	380,100	405,500					
	123	329,100	358,800	380,700	406,000					
	124	329,600	359,300	381,300	406,500					
	125	329,900	359,800	381,800	406,900					
	126		360,300	382,300						
	127		360,800	382,800						
	128		361,300	383,300						
	129		361,800	383,600						
	130		362,300	384,100						
	131		362,800	384,600						
	132		363,300	385,100						
	133		363,800	385,400						
	134		364,300	385,900						
	135		364,800	386,400						
	136		365,300	386,900						
	137		365,600	387,200						
	138		366,100	387,700						
	139		366,600	388,200						
	140		367,100	388,700						
	141		367,400	389,000						
	142		367,900	389,500						
	143		368,400	390,000						
	144		368,900	390,500						
	145		369,200	390,800						
再任用職員		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700

27	197,100	247,800	386,900	473,400
28	198,800	250,700	388,900	475,100
29	200,300	253,600	390,800	476,900
30	202,000	256,300	392,800	478,600
31	203,700	259,000	394,800	480,300
32	205,400	261,700	396,800	482,000
33	207,000	264,400	398,700	483,700
34	208,800	267,100	400,500	484,700
35	210,600	269,800	402,300	485,700
36	212,400	272,500	404,100	486,700
37	214,100	275,200	405,700	487,800
38	215,900	277,900	407,300	488,800
39	217,700	280,600	408,900	489,800
40	219,500	283,300	410,500	490,800
41	221,400	285,900	412,200	491,900
42	223,200	288,600	413,800	492,900
43	225,000	291,300	415,400	493,900
44	226,800	294,000	417,000	494,900
45	228,700	296,500	418,700	496,000
46	230,500	299,200	420,300	497,000
47	232,300	301,900	421,900	498,000
48	234,100	304,600	423,500	499,000
49	235,800	307,100	425,200	500,100
50	237,600	309,600	426,800	
51	239,400	312,100	428,400	
52	241,200	314,600	430,000	
53	242,900	317,000	431,700	
54	244,700	319,200	433,300	
55	246,500	321,400	434,900	
56	248,300	323,600	436,500	
57	250,000	325,900	438,200	
58	251,700	328,100	439,800	
59	253,400	330,300	441,400	
60	255,100	332,500	443,000	
61	256,800	334,700	444,700	



再任用職員  
以外の職員

62	258,500	336,900	446,300
63	260,200	339,100	447,900
64	261,900	341,300	449,500
65	263,600	343,500	451,200
66	265,300	345,700	452,800
67	267,000	347,900	454,400
68	268,700	350,100	456,000
69	270,200	352,100	457,600
70	271,700	354,200	459,200
71	273,200	356,300	460,800
72	274,700	358,400	462,400
73	276,000	360,400	463,900
74	277,400	362,400	464,900
75	278,800	364,400	465,900
76	280,200	366,400	466,900
77	281,600	368,400	467,700
78	282,800	370,100	468,700
79	284,000	371,800	469,700
80	285,200	373,500	470,700
81	286,500	375,200	471,500
82	287,700	376,700	472,500
83	288,900	378,200	473,500
84	290,100	379,700	474,500
85	291,400	381,200	475,300
86	292,600	382,700	476,300
87	293,800	384,200	477,300
88	295,000	385,700	478,300
89	296,200	387,200	479,100
90	297,400	388,600	
91	298,600	390,000	
92	299,800	391,400	
93	300,800	392,900	
94	302,000	394,200	
95	303,200	395,500	
96	304,400	396,800	

97	305,400	398,200
98	306,500	399,300
99	307,600	400,400
100	308,700	401,500
101	309,600	402,600
102	310,700	403,700
103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500
122	324,700	421,000
123	325,200	421,500
124	325,700	422,000
125	326,300	422,400
126	326,700	422,900
127	327,100	423,400
128	327,500	423,900
129	327,800	424,300
130	328,200	424,800
131	328,600	425,300

	132	329,000	425,800		
	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400

26	195,300	213,700	351,700	450,700
27	196,900	215,700	353,600	452,000
28	198,500	217,700	355,500	453,300
29	200,200	219,600	357,400	454,600
30	201,900	222,300	359,300	455,800
31	203,600	225,000	361,200	457,000
32	205,300	227,700	363,100	458,200
33	206,800	230,500	364,900	459,400
34	208,500	233,400	366,700	460,300
35	210,200	236,300	368,500	461,200
36	211,900	239,200	370,300	462,100
37	213,500	242,000	372,200	463,000
38	215,200	244,900	373,800	463,900
39	216,900	247,800	375,400	464,800
40	218,600	250,700	377,000	465,700
41	220,400	253,600	378,700	466,600
42	222,200	256,300	380,300	467,500
43	224,000	259,000	381,900	468,400
44	225,800	261,700	383,500	469,300
45	227,700	264,400	385,100	470,200
46	229,500	267,100	386,700	471,100
47	231,300	269,800	388,300	472,000
48	233,100	272,500	389,900	472,900
49	234,900	275,200	391,400	473,800
50	236,700	277,900	392,900	
51	238,500	280,600	394,400	
52	240,300	283,300	395,900	
53	241,900	285,900	397,500	
54	243,700	288,600	398,900	
55	245,500	291,300	400,300	
56	247,300	294,000	401,700	
57	249,000	296,500	403,200	
58	250,600	299,200	404,600	
59	252,200	301,900	406,000	

再任用職員  
以外の職員

60	253,800	304,600	407,400
61	255,500	307,100	408,700
62	257,100	309,600	410,100
63	258,700	312,100	411,500
64	260,300	314,600	412,900
65	261,800	317,000	414,100
66	263,400	319,200	415,300
67	265,000	321,400	416,500
68	266,600	323,600	417,700
69	268,300	325,900	418,800
70	269,800	328,100	420,000
71	271,300	330,300	421,200
72	272,800	332,500	422,400
73	274,100	334,700	423,400
74	275,400	336,900	424,200
75	276,700	339,100	425,000
76	278,000	341,300	425,800
77	279,400	343,300	426,700
78	280,600	345,200	427,500
79	281,800	347,100	428,300
80	283,000	349,000	429,100
81	284,300	350,800	429,900
82	285,500	352,600	430,600
83	286,700	354,400	431,300
84	287,900	356,200	432,000
85	289,000	357,900	432,700
86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100

94	297,300	371,700	438,800
95	298,100	373,000	439,500
96	298,900	374,300	440,200
97	299,800	375,700	440,700
98	300,600	376,800	441,400
99	301,400	377,900	442,100
100	302,200	379,000	442,800
101	303,100	380,200	443,300
102	303,600	381,300	444,000
103	304,100	382,400	444,700
104	304,600	383,500	445,400
105	305,100	384,500	445,900
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	
125	311,300	402,200	
126		402,900	
127		403,600	

	128		404,300		
	129		405,100		
	130		405,800		
	131		406,500		
	132		407,200		
	133		407,700		
	134		408,300		
	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考

- 1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。



別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100

	28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
再任用職員	61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900

以外の職員

62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
66	251,200	313,200	389,700	445,400	
67	252,700	314,300	390,500	446,300	
68	254,200	315,400	391,300	447,200	
69	255,700	316,600	392,100	447,900	
70	257,200	317,700	392,800	448,800	
71	258,700	318,800	393,500	449,700	
72	260,200	319,900	394,200	450,600	
73	261,600	321,000	395,000	451,300	
74	263,000	322,100	395,700	452,200	
75	264,400	323,200	396,400	453,100	
76	265,800	324,300	397,100	454,000	
77	267,000	325,400	397,900	454,700	
78	268,300	326,400	398,600	455,600	
79	269,600	327,400	399,300	456,500	
80	270,900	328,400	400,000	457,400	
81	272,300	329,500	400,700	458,100	
82	273,600	330,300	401,400		
83	274,900	331,100	402,100		
84	276,200	331,900	402,800		
85	277,400	332,800	403,400		
86	278,700	333,400	404,100		
87	280,000	334,000	404,800		
88	281,300	334,600	405,500		
89	282,400	335,000	406,100		
90	283,600	335,600	406,800		
91	284,800	336,200	407,500		
92	286,000	336,800	408,200		
93	287,100	337,200	408,800		
94	288,100	337,700	409,500		
95	289,100	338,200	410,200		

	96	290,100	338,700	410,900		
	97	290,900	339,300	411,500		
	98	291,800	339,800	412,200		
	99	292,700	340,300	412,900		
	100	293,600	340,800	413,600		
	101	294,500	341,400	414,200		
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300
	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700
	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000

18	295,500	378,800	435,800	504,000
19	299,200	381,600	438,200	506,000
20	302,900	384,400	440,600	508,000
21	306,700	387,300	442,900	509,800
22	310,600	389,900	445,300	511,700
23,	314,500	392,500	447,700	513,600
24	318,400	395,100	450,100	515,500
25	322,100	397,500	452,400	517,200
26	325,100	399,800	454,700	519,000
27	328,100	402,100	457,000	520,800
28	331,100	404,400	459,300	522,600
29	334,200	406,800	461,500	524,500
30	336,800	408,900	463,800	526,300
31	339,400	411,000	466,100	528,100
32	342,000	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200

再任用職員  
以外の職員

42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	
55	381,800	455,800	507,800	
56	382,700	457,000	509,100	
57	383,700	458,200	510,300	
58	384,600	459,200	511,200	
59	385,500	460,200	512,100	
60	386,400	461,200	513,000	
61	387,300	462,100	513,900	
62	387,800	462,800	514,800	
63	388,300	463,500	515,700	
64	388,800	464,200	516,600	
65	389,100	464,900	517,500	

	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
	73		470,100	524,600	
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700		
	83		476,300		
	84		476,900		
	85		477,400		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。



イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400

再任用職員  
以外の職員

26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700
41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	
47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	
48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	
49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	
50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	
51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	
52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	
53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	
54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	

61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100
62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800
63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500
64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200	
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800	
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500	
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100	
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700	
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300	
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000	
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600	
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200	
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800	
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500	
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100	
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700	
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300	
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000	
86		293,100	330,600	352,700		
87		293,400	331,000	353,100		
88		293,700	331,400	353,500		
89		294,100	331,900	354,000		
90		294,400	332,300	354,400		
91		294,700	332,700	354,800		
92		295,000	333,100	355,200		
93		295,400	333,600	355,700		
94		295,700	334,000	356,100		
95		296,000	334,400	356,500		

	96		296,300	334,800	356,900			
	97		296,700	335,000	357,400			
	98		297,000	335,400	357,800			
	99		297,300	335,800	358,200			
	100		297,600	336,200	358,600			
	101		298,000	336,400	359,100			
	102		298,300	336,800	359,500			
	103		298,600	337,200	359,900			
	104		298,900	337,600	360,300			
	105		299,200	337,800	360,800			
	106			338,200	361,200			
	107			338,600	361,600			
	108			339,000	362,000			
	109			339,200	362,500			
	110			339,600				
	111			340,000				
	112			340,400				
	113			340,600				
	114			341,000				
	115			341,400				
	116			341,800				
	117			342,000				
	118			342,400				
	119			342,800				
	120			343,200				
	121			343,400				
	122			343,800				
	123			344,200				
	124			344,600				
	125			344,800				
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100

26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	
55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	
56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	
57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	
58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	

再任用職員  
以外の職員

61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
94	284,100	319,100	354,700	374,100		
95	285,100	319,900	355,400	374,600		

96	286,100	320,700	356,100	375,100
97	287,200	321,400	356,600	375,700
98	288,100	322,100	357,100	376,200
99	289,000	322,800	357,600	376,700
100	289,900	323,500	358,100	377,200
101	290,700	324,000	358,700	377,800
102	291,500	324,600	359,200	378,300
103	292,300	325,200	359,700	378,800
104	293,100	325,800	360,200	379,300
105	293,800	326,200	360,800	379,900
106	294,300	326,700	361,300	380,400
107	294,800	327,200	361,800	380,900
108	295,300	327,700	362,300	381,400
109	295,800	328,200	362,800	382,000
110	296,200	328,600	363,300	382,500
111	296,600	329,000	363,800	383,000
112	297,000	329,400	364,300	383,500
113	297,400	329,800	364,800	384,100
114	297,800	330,200	365,300	
115	298,200	330,600	365,800	
116	298,600	331,000	366,300	
117	298,900	331,300	366,700	
118	299,300	331,700	367,200	
119	299,700	332,100	367,700	
120	300,100	332,500	368,200	
121	300,400	332,700	368,600	
122	300,800	333,100	369,100	
123	301,200	333,500	369,600	
124	301,600	333,900	370,100	
125	301,800	334,200	370,500	
126	302,200	334,600	371,000	
127	302,600	335,000	371,500	
128	303,000	335,400	372,000	
129	303,200	335,700	372,400	
130	303,600	336,100		



	131	304,000	336,500					
	132	304,400	336,900					
	133	304,600	337,200					
	134	305,000	337,600					
	135	305,400	338,000					
	136	305,800	338,400					
	137	306,000	338,700					
	138	306,400	339,100					
	139	306,800	339,500					
	140	307,200	339,900					
	141	307,400	340,200					
	142	307,800	340,600					
	143	308,200	341,000					
	144	308,600	341,400					
	145	308,800	341,700					
	146	309,200	342,100					
	147	309,600	342,500					
	148	310,000	342,900					
	149	310,200	343,200					
	150	310,500	343,600					
	151	310,800	344,000					
	152	311,100	344,400					
	153	311,500	344,700					
	154	311,800	345,100					
	155	312,100	345,500					
	156	312,400	345,900					
	157	312,800	346,200					
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 行政職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	係長の職務
4級	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務
5級	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務
6級	本庁の課長の職務
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務
8級	本庁の次長の職務
9級	本庁の部長の職務

別表第7 公安職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準的な職務
1級	係員の職務
2級	相当困難な業務を行う係員の職務

3級	1 困難な業務を行う係員の職務 2 主任の職務
4級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 係長の職務
5級	警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定に基づき設置されるものをいう。以下同じ。）の課長補佐の職務
6級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務
7級	警察本部の課長の職務
8級	困難な業務を行う警察本部の課長の職務
9級	警察本部の部長の職務

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p>

2 略

(地域手当)

第4条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して知事が定める地域に在勤する職員に支給する。

2 略

(給料の調整額)

第3条の2 任命権者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。

(調整手当)

第4条の2 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で知事が定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で知事が定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

第4条の3 削除

(再任用職員等についての適用除外)

第17条 第4条、第4条の4、第4条の6、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

第4条の3 前条の知事が定める地域若しくは公署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合若しくはこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（知事が定める場合に限る。）又は知事が定めるこれらに準ずる場合は、当該職員に対して、同条の規定にかかわらず、知事が定める期間、調整手当を支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第17条 第4条、第4条の3、第4条の4、第4条の6、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただ</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給す</p>

し、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

2及び3 略

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

る。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

2及び3 略

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、<u>人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</u></p>	<p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、<u>その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相</u></p>

当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="286 1206 616 1382"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>399,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額	1	<u>399,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1200 1505 1382"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>408,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額	1	<u>408,000円</u>
号 給	給料月額								
1	<u>399,000円</u>								
号 給	給料月額								
1	<u>408,000円</u>								

2	<u>461,000円</u>
3	<u>524,000円</u>
4	<u>610,000円</u>
5	<u>711,000円</u>
6	<u>812,000円</u>

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	<u>329,000円</u>
2	<u>367,000円</u>
3	<u>396,000円</u>

3～6 略

(給与条例の適用除外等)

2	<u>482,000円</u>
3	<u>560,000円</u>
4	<u>651,000円</u>
5	<u>760,000円</u>
6	<u>868,000円</u>

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	<u>336,000円</u>
2	<u>375,000円</u>
3	<u>405,000円</u>

3～6 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5、第16条の7の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2及び3 略

第7条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の5、第16条の7の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2及び3 略

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（地方公務</p>	<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（地方公務</p>

員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第7条 略

員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第7条 略

2及び3 略

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、その額を調整することができる。

(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、

2及び3 略

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、その額を調整することができる。

(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期

部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、  
人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うこと  
ができる。

間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範  
围内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な  
調整を行うことができる。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p><u>(経過措置)</u></p>

- 2 平成14年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において53歳を超えているものの昇給については、なお従前の例による。
- 3 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において50歳を超え53歳を超えていないものについては、55歳に達した日後も、1回に限り、改正後の職員の給与に関する条例第4条第6項の規定による昇給をさせることができる。ただし、55歳に達した日の翌日からこの項の規定による昇給をさせることができる日までの間においてその属する職務の級又はその受ける給料月額に異動のあった職員で人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。
- 4 基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して第2項又は前項本文に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定めるものの昇給については、第2項又は前項本文の規定の適用を受ける職員の例による。



(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人事委員会規則への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に</p>

規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)

には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	<u>376,000円</u>
2	<u>426,000円</u>
3	<u>479,000円</u>
4	<u>545,000円</u>
5	<u>622,000円</u>
6	<u>728,000円</u>
7	<u>852,000円</u>

2～5 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。

以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2から

第9条まで、第9条の5、第11条の6、第13条から第15条ま

規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)

には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	<u>403,000円</u>
2	<u>456,000円</u>
3	<u>513,000円</u>
4	<u>583,000円</u>
5	<u>666,000円</u>
6	<u>779,000円</u>
7	<u>911,000円</u>

2～5 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。

以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9

条まで、第9条の5、第11条の3、第11条の6、第13条から第

で、第16条の7及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

15条まで、第16条の7及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

(鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(病院事業の管理者の給与の額の特例)	(病院事業の管理者の給与の額の特例)

第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与（退職手当を除く。以下この項において同じ。）の額は、特別職給与条例第3条の2の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が9級であるもの（次項において「9級職務者」という。）に特例期間において支給することとされる給与の額の例により知事が定める。

2 前項の規定にかかわらず、特例期間における病院事業の管理者の退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、9級職務者に係る第7条第1項に規定する給料基礎額の例により知事が定める。

（職員の給与の額の特例）

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第4条

第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与（退職手当を除く。以下この項において同じ。）の額は、特別職給与条例第3条の2の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が11級であるもの（次項において「11級職務者」という。）に特例期間において支給することとされる給与の額の例により知事が定める。

2 前項の規定にかかわらず、特例期間における病院事業の管理者の退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、11級職務者に係る第7条第1項に規定する給料基礎額の例により知事が定める。

（職員の給与の額の特例）

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第4条

の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。)の給料月額、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(次項において「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1)～(3) 略

2 略

の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。)の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第5項及び第11項並びに第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(次項において「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1)～(3) 略

2 略

3 特例期間における給料表適用職員の給料の調整額は、職員給与条例第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、同条第1項の規定により定められ

3 略

4 特例期間における給料表適用職員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「地域手当基礎額」という。）から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

5 略

6 略

（任期付研究員の給与の額の特例）

第8条 略

2 略

3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額は、職員給与

た額とする。

4 略

5 特例期間における給料表適用職員の調整手当の額は、職員給与条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「調整手当基礎額」という。）から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

6 略

7 略

（任期付研究員の給与の額の特例）

第8条 略

2 略

3 特例期間における任期付研究員の調整手当の額は、職員給与

条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

4 略

（特定任期付職員の給与の額の特例）

第9条 略

2 略

3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる地域

条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、調整手当基礎額から調整手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

4 略

（特定任期付職員の給与の額の特例）

第9条 略

2 略

3 特例期間における特定任期付職員の調整手当の額は、職員給与条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、調整手当基礎額から調整手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる

手当の額は、地域手当基礎額とする。

4 略

別表（第7条関係）

給料表	対 象 者
行政職給料表	<u>その職務の級が1級である者のうちその号給が38号給以下であるもの</u>
公安職給料表	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>34号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>26号給</u> 以下であるもの
教育職給料表 (1)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>34号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>14号給</u> 以下であるもの

調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

4 略

別表（第7条関係）

給料表	対 象 者
行政職給料表	(1) <u>その職務の級が1級である者</u> (2) <u>その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの</u>
公安職給料表	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>10号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>8号給</u> 以下であるもの
教育職給料表 (1)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>10号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>5号給</u> 以下であるもの



教育職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>34号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>26号給</u> 以下であるもの
研究職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>38号給</u> 以下であるもの
医療職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>38号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>14号給</u> 以下であるもの
医療職給料表 (3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>38号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>22号給</u> 以下であるもの

教育職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>10号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>8号給</u> 以下であるもの
研究職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>11号給</u> 以下であるもの
医療職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>11号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>5号給</u> 以下であるもの
医療職給料表 (3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が <u>11号給</u> 以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が <u>7号給</u> 以下であるもの

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p>

第4条の2 削除

(再任用職員についての適用除外)

(調整手当)

第4条の2 調整手当は、この条例の適用を受けることとなった日の前日において職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第9条の2若しくは第9条の4、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第4条の2若しくは第4条の3若しくは病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第8条の2の規定により調整手当の支給を受けていた職員（企業管理規程で定めるものに限る。）又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第18条の3 第4条、第4条の3、第5条、第6条の2、第7条  
の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第  
28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に  
より採用された職員には適用しない。

(任期付職員についての適用除外)

第18条の4 略

2 第4条、4条の3、第5条、第6条の2、第7条の2及び第  
16条の規定は、任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定  
により任期を定めて採用された職員には適用しない。

第18条の3 第4条から第5条まで、第6条の2、第7条の2及  
び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の  
5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採  
用された職員には適用しない。

(任期付職員についての適用除外)

第18条の4 略

2 第4条から第5条まで、第6条の2、第7条の2及び第16条  
の規定は、任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定によ  
り任期を定めて採用された職員には適用しない。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同

表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第4条 <u>給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でな</u></p>

第4条 削除

(地域手当)

第8条 地域手当は、当分の間、医師及び歯科医師で企業管理規程で定める職員に対して支給する。

いと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。

(調整手当)

第8条 調整手当は、当分の間、医師及び歯科医師で企業管理規程で定める職員に対して支給する。

第8条の2 調整手当は、この条例の適用を受けることとなった日の前日において職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第9条の2若しくは第9条の4、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第4条の2若しくは第4条の3若しくは企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第4条の2の規定により調整手当の支給を受けていた職員（企業管理

(任期付職員についての適用除外)

第25条の2 第5条から第7条まで、第9条、第14条から第16条  
まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 略

規程で定めるものに限る。)又は企業管理規程で定めるこれら  
に準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給す  
る。

(任期付職員についての適用除外)

第25条の2 第4条から第7条まで、第9条、第14条から第16条  
まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 略

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第16条第1項の規定は、この条例の施行の日  
(以下「施行日」という。)以後の勤務について適用する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級の欄に掲げられているもので

ある職員の施行日における職務の級は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 施行日の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表（以下「給料表」という。）の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次条に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

第4条 施行日の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の新号給又は施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

- (1) 給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額
- (2) 任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第4項の規定による給料月額
- (3) 任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定による給料月額

(施行日前の異動者の号給の調整)

第5条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)



第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例（以下「旧給与条例」という。）、第6条の規定による改正前の任期付研究員条例、第8条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第45号）附則第2項から第4項まで又は第9条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第8条 前条の規定による給料を支給される職員に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条の2第2項	給料月額	給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第 号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7条の規定による給料の額との合計額
第11条の6	給料月額	給料月額と平成18年改正条例附則第7条の規定による給料の額との合計額
第16条の4第5項（第16条の7第4項において準用する場合を含む。）		

（地域手当に関する経過措置）

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる新給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の2第2項第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の3	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

2 施行日の前日に旧給与条例第9条の4の規定の適用を受けていた職員であつて施行日以後引き続き同条の規定による調整手当の支給要件に該当するものについては、新給与条例の規定にかかわらず、同条の規定による支給延長期間中、同条の調整手当に相当する額の地域

手当を支給する。

- 3 施行日の前日に第3条の規定による改正前の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「現業職給与条例」という。）第4条の3、第11条の規定による改正前の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業局給与条例」という。）第4条の2又は第12条の規定による改正前の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「病院局給与条例」という。）第8条の2の規定の適用を受けていた職員であって、施行日以後引き続きこれらの規定による調整手当の支給要件に該当するものについては、第3条の規定による改正後の現業職給与条例、第11条の規定による改正後の企業局給与条例又は第12条の規定による改正後の病院局給与条例の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける者の例により、地域手当を支給する。この場合において、企業局給与条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、地域手当」とする。
- 4 施行日の前日において旧給与条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域又は公署に在勤していた職員のうち施行日に当該地域又は公署以外の地域又は公署に異動したものについて、任用の事情等を考慮して第2項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じ、平成19年3月31日までの間（同項の規定に準じた場合に平成19年3月31日までの間より短い期間となるときは、その期間）、旧給与条例第9条の4第1項第2号の規定による調整手当に相当する額を超えない範囲内において、地域手当を支給する。
- 5 前項の規定は、現業職給与条例第1条第2項に規定する現業職員又は企業局給与条例第1条若しくは病院局給与条例第1条に規定する職員について準用する。この場合において、企業局給与条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、地域手当」とする。

(職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正)

第10条 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例(昭和26年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する <u>地域手当</u> の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する <u>調整手当</u> の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第3条の2 病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の <u>9級</u> の	第3条の2 病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の <u>11級</u> の

職務にある者の例により知事が定める。

職務にある者の例により知事が定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第12条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(整理退職等の場合の退職手当) 第5条 略 2及び3 略 4 前項の基本給月額、給与条例の規定により給与が給料、扶養手当及びこれらに対する <u>地域手当</u> に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、給料月額とする。 5 略	(整理退職等の場合の退職手当) 第5条 略 2及び3 略 4 前項の基本給月額、給与条例の規定により給与が給料、扶養手当及びこれらに対する <u>調整手当</u> に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、給料月額とする。 5 略

(証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第13条 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例(昭和45年鳥取県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用弁償の種類及び額)</p> <p>第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。</p>	<p>(費用弁償の種類及び額)</p> <p>第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費に関する条例(昭和45年7月鳥取県条例第48号)に規定する2級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。</p>

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第14条 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学部分休業取得中の給与の減額)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する<u>地域手当</u>の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(修学部分休業取得中の給与の減額)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する<u>調整手当</u>の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>8時間</u>に18を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第15条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則



(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条並びに附則第5項から第23項までの規定は同年2月1日から、第5条、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。

2～4 略

(主査等に係る職務の級の特例)

5 平成18年2月1日（以下「移行開始日」という。）の前日において附則別表第1の給料表の種類欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成19年3月31日までの間（以下「前期移行期間」という。）、移行開始日の前日における職務の級（平成18年4月1日以後にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。

以下この項において「暫定級」という。）とする。ただし、前期移行期間中の異動により、第3条及び第4条の規定による改

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条並びに附則第5項から第25項までの規定は同年2月1日から、第5条、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。

2～4 略

(主査等に係る職務の級の特例)

5 平成18年2月1日（以下「移行開始日」という。）の前日において附則別表第1の給料表の種類欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成19年3月31日までの間（以下「前期移行期間」という。）、移行開始日の前日における職務の級（以下この項及び附則第10項において「暫定級」という。）とする。ただし

、前期移行期間中の異動により、第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第3条第

正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

（主査等の職務の級の切替え）

6 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日（以下「第1切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が附則別表第1の暫定級の欄に定めるものである者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替日における職務の級は、旧級の1級下位の級（附則第10項において「第1切替後級」という。）とする。ただし、第1切替日における異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。

（主査等の号給の切替え等）

2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

（主査等の職務の級の切替え）

6 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日（以下「第1切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げるものである者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替日における職務の級は、旧級の1級下位の級（附則第11項において「第1切替後級」という。）とする。ただし、第1切替日における異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。

（主査等の号給の切替え等）

7 前項本文に規定する職員の第1切替日における号給は、次項に規定する職員を除き、その者が第1切替日の前日において適用を受けていた給料表の種類及び同日において受けていた号給の区分に応じ、附則別表第2に定める号給とする。

7 前項本文に規定する職員の第1切替日における号給（次項において「新号給」という。）は、附則第9項に規定する職員を除き、附則別表第2の給料表の種類の欄に掲げる第1切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表の区分、同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給（以下この項及び次項において「旧号給」という。）の区分及び同表の期間の区分の欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。

8 前項に規定する職員の新号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第2の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては第1切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間（以下この項において「経過期間」という。）とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

（主査等の職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切

8 附則第6項本文に規定する職員のうち前項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして人事委員会  
が定める職員の号給は、人事委員会が定める。

替え等)

9 附則第6項本文に規定する職員であって第1切替日の前日  
において次に掲げる号給又は給料月額を受けていた者の第1切替  
日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算さ  
れることとなる期間は、人事委員会が定める。

(1) 給与条例別表第1、別表第2、別表第4並びに別表第5  
のイ及びウの給料表に定める職務の級における最高の号給  
(以下この項において「最高号給」という。)を超える給料  
月額

(2) 前号のほか、第1切替日における給料月額を他の職員と  
の権衡上最高号給を超える給料月額に決定する必要がある場  
合における号給

(3) 前2号のほか、給与条例第4条第9項又は14年改正給与  
条例附則第2項から第4項までの規定の適用を受けた職員の  
号給その他前2項の規定を適用した場合に部内の他の職員と  
均衡を失することとなるとして人事委員会が定める職員の号

(主任等に係る職務の級の特例)

9 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類の欄に掲げる給料表の種類に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務（同日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。）であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間（以下この項及び附則第18項において「移行期間」という。）、移行開始日の前日における職務の級（平成18年4月1日以後において、同表に暫定級の定めのある職員にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において「暫定級」という。）とする。ただし、移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級（人事委員会が定めるものを除く。）が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

給

(主任等に係る職務の級の特例)

10 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類の欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務（同日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。）であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間（以下この項及び附則第20項において「移行期間」という。）、暫定級とする。ただし、移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級（人事委員会が定めるものを除く。）が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

10 附則第6項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であつて、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務（第1切替日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。）であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間（以下この項において「後期移行期間」という。）、当該第1切替後級（平成18年4月1日以後において、同表に暫定級の定めのある職員にあつては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において同じ。）とする。ただし、後期移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級（人事委員会が定めるものを除く。）が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

11 略

（主任等の号給の切替え等）

12 前項に規定する職員の第2切替日における号給は、次項に規

11 附則第6項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であつて、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務（第1切替日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。）であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間（以下この項において「後期移行期間」という。）、当該第1切替後級とする。ただし、後期移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級（人事委員会が定めるものを除く。）が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

12 略

（主任等の号給の切替え等）

13 前項に規定する職員の第2切替日における号給（次項におい

定する職員を除き、第2切替日の前日においてその者が受けていた号給及び附則別表第5の職員の区分欄に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める号給とする。

て「新号給」という。）は、附則第15項に規定する職員を除き、附則別表第5のアからカまでの規定で第2切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表の区分、同表の職員の区分の欄に掲げる職員の区分及び同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給（以下この項及び次項において「旧号給」という。）の区分並びに旧号給が同表の経過期間の欄に期間の定めのある号給であるものにあつては同欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。

- 14 前項に規定する職員の新号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第5の月数の欄に月数の定めのない職員にあつては第2切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間（以下この項において「経過期間」という。）とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあつては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。